

第3回 宇治市乳幼児期の教育・保育のあり方検討委員会会議録

日 時 令和4年5月25日(水) 午後6時00分～8時00分

場 所 宇治市役所8階大会議室

出席者

委 員 佐川委員長、大方副委員長、杉本委員、松井委員、武村委員、篠原委員、
好田委員、藤田委員、中西委員

事務局 松村市長、岸本教育長、北尾教育部長、上道同部副部長、林口教育支援センター長、
岡野学校教育課長、垣見同課主幹、金久教育支援課長、吉川学校改革推進課長、山
口同課副課長、福井福祉こども部長、柏木同部副部長、川崎こども福祉課長、栗田
保健推進課長、須原保育支援課長、鶴谷同課副課長、齊田同課主幹、山本同課計画
係長

会議内容

1 開会

- ・事務局より、会議の成立確認報告

委員長： 前回の会議の内容と今回の会議の進め方につきまして、委員の皆様を確認してい
きたいと思います。

まず前回の会議の内容について確認したいと思います。前回の会議では、宇治市
の乳幼児期の教育・保育における課題のうち3点(「乳幼児期の教育・保育の推進」
「保幼小連携の取り組みの推進」地域や家庭、関係機関との連携)につきまして、
掘り下げて検討していただきました。その主な意見につきましては、P18～20
の「乳幼児期の教育・保育のあり方検討委員会での検討状況」の中に列挙しており
ますので、1つの検討事項につき2～3件紹介いたします。

まず、18ページの1乳幼児期の教育・保育の推進では、「関係機関との連携が
しやすいという利点を生かした、支援を必要とする子、医療的ケア児等への配慮や
支援、子育て支援の検討が必要」とか「充足率をみると就学前施設については整理
は必要だが、公立幼稚園の保護者と子どもが満足いく、宇治市の幼児教育にとって
利益があり、宇治市全体からは一定理解を得られるようにしていくべき」というご
意見であったり、保育のニーズで「量は年々減ってきているという事実があること
を真正面から見据えて、量から質への転換を図ることが必要」とか「公立がイニシ
アチブをとって、研修、研究実践のステージを作る。公立園だけで終わらせず、施
設類型関係なく他の園に広げて、共同で研究の場を持ち、進めていける仕組みが必
要」、「認定こども園化は、市全体の需給調整の中で検討していくべき。慎重に調整

を図る必要がある。地域の子育て拠点としても応えるべき」とか、「認定こども園は保育園というイメージ。ただの人数確保のためとしてほしくない。公立幼稚園の質の維持向上のためいい部分は残してほしい。幼稚園型であれば、遊びの環境を整えたり、先生が研究・研修のための準備ができるが、幼保連携型の場合は保育時間が長くなるので、そのような準備のための時間を確保できるかが問題である」といった懸念やご意見がありました。

次に19ページの2保幼小連携の取り組みの推進でどのようなご意見があったかという、「学びと育ちを具体化させていくことがこれからとても重要であり、幼保で育まれた力を小学校で伸ばせるようにしていく必要がある」、それから「保育所と小学校の連携は、発達で少し心配な子が小学校に上がるとまた1から先生へお話をする必要があるなど、連携が取れているという実感が正直なく、相談がしづらい状況もある」という課題や移行に係る支援にかかわる意見。それから「保幼小の連携については、学校、地域、それぞれの施設類型に関係なく、等しくみんなが動くことが必要。共同的に動いていくべき」というご意見がありました。「民間でも接続カリキュラムを持っており、小学校との連携に向けて努力しているところもたくさんある。民間と公立が持っているものを突合させて宇治市全体で子どもの利益につながるようなことをやっていきたい」というところは、後ほど委員から資料のご説明をいただきます。

3つ目は、本日委員の皆様を検討いただきたい内容です。

4つ目、20ページ4の地域や家庭、関係機関との連携では「幼稚園は学校教育法に基づく学校である。教育委員会には幼稚園イコール学校であることを理解した上で、幼稚園との連携を図ってほしい」、「公立幼稚園には私学にはない教育委員会との関係性がある。この関係性を活かして教育委員会をはじめとする諸機関と連携をしてほしい」という意見がありました。

次に、今回の会議の進め方について確認したいと思います。まず、1点目としまして、先日、幼稚園・保育所（園）、認定こども園に対し行いましたそれぞれの園の特色や実施している取組、課題等についてのアンケート結果につきまして、事務局から本日配付の資料に基づき報告をいただきます。

また、前回委員から口頭で説明のありました資料について提供いただきましたので、その概要について説明をいただきます。

続きまして、2点目としまして、もう1つの宇治市の乳幼児期の教育・保育における検討事項であります「特別支援教育・障害児保育等の充実」につきまして、事務局からの説明の後、先ほどのアンケート結果を踏まえつつ、公立園に求める役割やアンケートの内容についても結構ですので、ご発言をいただきますようお願いいたします。

次に、3点目としまして、「基本理念と目指すこども像」につきまして、事務局から説明をさせていただきます。改訂された国の3法令の要領に基づき、宇治市及び宇治市教育委員会の方針を基に、この検討委員会において意見を集約いたします。

事務局から説明の後、委員の皆様からご発言をいただきますようお願いいたします。

最後に、4点目としまして、意見書の概要につきまして、会議の冒頭でもご紹介しましたが、これまでの委員の皆様からいただいたご意見等を反映したものを事務局の方で資料のとおりまとめていただいておりますが、この18ページから20ページの資料のほか、16ページ、17ページの「これまでの検討委員会のまとめ」及び次回の委員会ですとまとめる意見書の骨子案につきまして、事務局から説明の後、委員の皆様からご発言をいただきますようお願いいたします。

なお、本日は私はオンラインで参加の会議となりますので、委員の皆様及び事務局におかれましては、ご発言をしていただく際には挙手の上、私から指名の後、ご自身の名前を名乗っていただいてからご発言をしていただきますようお願いいたします。私の角度から見えない方が挙手されていたら、事務局の方から指名していただきますようお願いいたします。

以上のとおり進めていきたいと考えておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

異議なし

2 幼稚園・保育所(園)・認定こども園に対するアンケート結果の報告

及び 3 検討事項 特別支援教育・障害児保育等の充実について

- ・事務局より「宇治市乳幼児期の教育・保育のあり方検討委員会におけるアンケート調査 まとめ」に基づき説明
- ・事務局より、資料 、資料 に基づき説明
- ・委員より、「社福 宇治福祉園」に基づき説明

委員長： アンケート結果の報告や委員からありました施設での取組の報告、検討事項の特別支援教育、障害児保育等の充実について、ご意見等ありましたらご発言願います。

事務局： 各園の皆様にはアンケートにご協力をいただきありがとうございます。アンケートは支援、配慮を要する子どもさんがどの園にどのくらいおられるか、実態としてみたいというところがあり、それ以外は自由記述で書いていただいているところが多く、まだグルーピングもできていませんので、最終的にはアンケートの内容をグルーピングなどして報告書で報告したいと思います。

この間、私立幼稚園、公立幼稚園、民間保育園・認定こども園、公立保育所の施設長と意見交換をさせていただき、その中でいただいた生の声も含め、まとめ方はまた工夫したいと思っています。

委員長： アンケートの完成版は見られる、また報告をいただけるということですか。

事務局：今の時点では出せませんが、検討委員会の間でアンケートの完成版としてご報告するか、情報共有させていただきたいと考えています。

委員長：意見を言う機会もあるということですね。

委員：資料の質問ですが、2ページの就学前後のフォローシステムについて、先ほど市長から支援が必要な子の状況を把握したいという意図でのアンケートということでしたが、市ではこれまでから早期療育ネットワーク会議で、私立幼稚園の支援が必要な子の人数などは報告してきています。それをどのように活かされてきたのか。また、表の中には早期療育ネットワーク会議が書かれていないですが、仕組みとしてどのように位置づけられているのでしょうか。

事務局：早期療育ネットワーク会議がございまして、令和2年度で申し上げますと約700名が発達相談を受けております。この表の中で発達に遅れが生じている児童を含めてのフォロー教室をさせていただいております。親子あそび教室とパンダ・コアラ教室、3歳児以降は幼児期の後期フォロー教室を実施しております。それぞれ集団活動をしていただけるような形で人数制限はしながら実施しています。

もう1つが、その中でも発達の課題がある時は市内の児童発達支援事業所4園を紹介させていただいて通園をしていただいております。早期療育ネットワーク会議につきましては、フォローシステムにある市内の児童発達支援事業所の代表の方、市の関係機関の方に入ってください、発達の課題について議論や情報共有していただき、来年度に向けた取り組みを行っているところです。

委員長：アンケートのところと重複している部分はあるかもしれませんが、そういう会議とより緊密な連携をしていただけたらと思います。

委員：医療的ケア児の受け入れを随分前から積極的に行ってきました。看護師を設置していない時代もありました。受け入れてきた子どもさんは酸素療法、気管切開、経鼻栄養、導尿、痰吸引も受け入れてきました。現状の仕組みでは看護師は必置ではないので、やりたくてもできない施設がある。現在3名の看護師を配置しているので、お願いしますとなって、看護師を設置している保育園、認定こども園または地域のところで受け入れているのが実態だと思います。それで十分というわけではないので、希望者がいつでも受け入れできるような環境整備は、具体的な仕組みは宇治市が検討されると思いますが、必要なことは間違いありません。

一例ですが、導尿が必要な子で疲労困憊された家族が働くことに対し、否定的な発言を言われたということを知り、何とか手伝えることはないかやってきました。

た。園外保育するとき専門の車も必要ですし、また体温維持が必要で暖房をつけたり、受け入れにはそれなりに人も必要ですし、環境も理念も必要だと思いますので、そのことが全市的に広がっていけば良いなと思います。

委員長： 医療的ケア児を受け入れてこられた民間園から、今のままでは十分な支援が難しいし、市の公的支援がなにかできないか、環境整備とか理念が必要ということですが、理念とはどのようなことを考えておられますか。

委員： 誰一人取り残さない、希望があれば可能な限り受け入れて、他の子との出会いをしっかりと結んでいくのが私たちの役割、理念だと思います。

委員： 医療的ケア児支援法ができて1年経ちましたが、具体的に宇治市では支援がどれだけ動いているのか教えてもらいたい。実際に地域の園にはどれくらい看護師の配置があるのですか。

事務局： 法律ができて民間園での受け入れに対して、新たに取組んだということはないですが、市のほうでは他市の取組み事例や事業所の視察等を行い検討を進めているところです。看護師の配置は医療的ケアの支援としてではなく、病児保育という形で10園が看護師を配置しており、その人件費を支援しています。

委員： こども発達支援センターでは呼吸器をつけている方から重度の発達の難しさを抱えている子どもさんが通われていて、ようやく医療的ケアの子どもが地域に出られるチャンス、制度が整ったなとうれしく思います。ただ、法の対象になる子はナースの配置をして地域で受け入れ可能になりますが、医療的ケアとして法の対象にならないが見守りや体調管理が必要な子が地域の園でなかなか受け入れてもらえない。

実際に体温調整が難しい子で体温が上がると発作をおこして、即入院になってしまうお子さんが、療育施設ではなかなかその子に適した、応じた集団が保障できない。でも園では受け入れてもらえないということがありました。また、皮膚疾患で先天性の表皮水疱症の子がぶつかったり、こけたりすると水疱が破れるので、包帯を巻いてすごされているが、認知は遅れなくても受け入れてもらえない。そういう方も含めて地域での受け入れを検討してもらおうと、すべてのお子さん一人ひとりの支援の充実につながっていくと思います。難しさをもったお子さんも受け入れてもらえると、困っている保護者さんもおられるので宇治市で子育てしやすい、仕事をしながら子どもにいろいろ経験させられると思うので、ご検討いただきたいと思います。

事務局： 医療的ケア児支援法ができて、全ての園ですぐに受け入れてもらうのはなかなか

か難しい。在宅でということクリアするためには、医療機関、訪問看護などいろいろなものが京都全体の中で充実していかないといけない。幼稚園、保育所、認定こども園の看護師、保育士、養護教諭の受け入れ体制の問題、加配の問題など色々なことを制度的にもクリアしないと、法ができたからといってすぐに受け入れは難しい。乳幼児期の教育・保育の検討の中で障害のある子や医療的ケアの必要な子も集団の中で就学前に過ごすことは意義があるということでスタートし議論してきているので、体制をつくるのに時間はかかるかもしれないですが、委員からあった疾患の子どももどういう形で受け入れができるのか、そのためには何をしたいかできないかといけないうかが考えていきたい。

こども発達支援センターでは医師、看護師がいて医療的ケアができる体制となっているが、幼稚園、保育所、認定こども園ですぐに受け入れるのは難しくても、ステップは踏んでいくべきだと思いますのでご理解いただきたい。

委員長： 集団で育つことが重要であり、そこで育つものがあるということですが、民間での受け入れがされてきていますが、今後公立園では考えられている点はあるのですか。

事務局： 公立幼稚園、保育所で担うことと、宇治の私立、民間は大変強い力をお持ちですので、それぞれの機能をしっかり確認しながらかなと思います。職員が対応できる力を持つにはすごく時間がかかる、杉本委員のところでは受け入れていらっしゃるの蓄積された力がお有りです、受け入れていただいているのが現実かなと思いますので、これから先公立園、それから私立、民間それぞれで医療的ケア児に関わらず力を持っていただける仕組み、それから福祉との連携が必要かなと思います。

委員： 早くからSDGsに着目し教育振興基本計画にも入っていて、教育ビジョンのところには、計画推進の視点として「共生、循環、子育て、創造、挑戦」ということが定められています。ビジョンというものを幼児教育・保育の世界の中で、どう具現化していくのか。医ケア児の現状は想像以上に数値が多く、配慮を要する子にもインクルーシブ教育・保育が求められる中、どう子どもたちの集団の中で育っていくのか。少子化の中でどう保障していくのか、公的な役割として、公立、民間が一つになってつないでいくのか。

それこそ幼児教育センターとかすぐにはできないが、公的なところでお願いしたいのは保護者の方をうまくつないでいく、ハブのようなもの、役所とは違う幼児教育のセンター的なことを取り込んでいけば、次につながりいろんな情報が集まり知見を蓄積していける。すぐにできること、できないことはあると思いますがビジョンに掲げられている教育・保育を具現化していくことを願います。

委員長： 教育ビジョンに基づいて話をいただきました。希望すれば集団での保育が受けら

れるような仕組みになっていければと思います。

委員： 医療的ケア児は以前に公立でも二分脊髄の導尿が必要な子や、麻痺があり色々なところを固定しないといけない子、ボンベが離せない子も在籍していたことがあります。私たちは医療的行為ができないので、保護者と連携しながら進めてきた経過がありますが、保護者の方の集団の中に入れたいという強い思いと、こちらもその気持ちに沿いたいという思いがありますが、保護者の協力が不可欠だと思います。体制を整えることも大事ですが、その辺の調整も必要だと感じます。

アンケートの感想ですが、保育内容や方針をみると公立私立を問わず、みんな「宇治市の子どものために、皆が幸せであってほしい、育ちを支えていきたい」という思いが共通してあると実感しました。委員から出された資料内容も本当に納得しましたし、視覚的にもよくわかるカリキュラムを出していただき、私たちの研究も一緒に進めていけるのではないかという感想をもちました。

委員長： 体制を整えていくことも必要だが、というところの後が聞き取りづらくて、もう一度お願いできますか。

委員： 保護者の方の協力も必要かなと思います。ただ、支援学校においては一般の教員の方も研修を受けて、準備をされているように聞いていますので、私たちもいつどうなるか分からないですが、準備は進めておかないといけないかなと思います。

委員長： 委員から指摘されたように、アンケート結果は暫定のものですが、公立、私立、民間、それぞれ保育方針はあるけれども、一人ひとりの子どもを大切に育てていきたいということは共通していることが確認できたと思います。

公的な機関がハブのような民間の力と公の力をつなぐハブのようなところ、保護者と協力しながら集団の保育を保障していくのが公的な支援として必要ということが確認できたかなと思います。

4 「基本理念と目指す子ども像」について

・事務局より、資料 に基づき説明

委員： 基本理念ですが、人間、子ども、皆命あるものは今しか生きられないですよ。保育所保育指針とか要領も現在を最もよく言っています。最もよい現在を生きること。明日を生きるも分かるんですが、明日を言う前に、今を最もよく生きることが入ると、そのことに何時も立ち戻りながら、幼児教育に関わるものが心に置きながら、今日、今ここなんだという意識が働くと思いますので、そのところ、もし可能であればというふうに思います。

委員長： 明日の宇治をつくるという言葉がありますが、今も子どもは宇治市民ですので、その声を聴いていくことは、生きる力にもつながることです。宇治市の教育・保育で大切にされていること、大切にしたいこと、今は課題ですがこれからはこういうことを大切に教育、保育、子育てをしていきたいということかなと思います。

今回、認定こども園化ということで、保護者のニーズという言葉が何度も出てきました。保護者のニーズは子育てをする方として第一義的な責任を持つ方として重要ですが、保護者のニーズと子どもにとって大切にしたいことが一致しないことも、ままあるのかなと思います。ただ、保護者にもしっかり幼児教育の重要性を伝えていくことで、パートナーとなって一緒に育っていくものだと思うんですが、保育ニーズの高まりに対応するだけでなく、目指す人間像に「主体的に考え行動していく」とありますけども、子どもたちが他の人たちと関わりながら、自ら能動的に問いをみつけ、今までとはちがうやり方で解決策を見つけたり探求していく、そういうことでしか主体的に考え行動していくというのは育たないと思います。教師主導、保育者主導でやれと言われたことをやる保育ではなく、能動的に問いをみつけるような幼児教育こそが子どもたちの発達や学習の基盤、土台となることを幼児教育の重要性をもっと伝えていければ良いなと思います。子どもたちの遊びの中の学ぶ姿から周知するしか伝わらないと思います。

重要性を周知するとともに今回教育振興基本計画に小中一貫教育がありますが、学びに向かう力とか非認知能力とか言い方は色々ありますが、そういうところがしっかりしていないと小中一貫教育はうまくいかないと思います。教育振興基本計画を実践する上でも、幼児教育、遊びの中で学んでいくというのをしっかり計画の中に位置づけていただけたらありがたいと思います。

委員： 宇治市で小中一貫教育の取り組みは10年ほどたち、公立の小学校と中学校がつながるということで、子どもたちもそうですが、教員もつながるということで取り組みをすすめ、今は小中一貫教育として継続的な学びを育む取組が形になり、周知もされてきました。

宇治市教育振興基本計画では切れ目のない支援のため、幼児期から義務教育終了まで一貫した相談支援体制の構築について取り組んでいます。今後更に就学前後の施設がしっかり連携して子どもたちの学びと育ちの連続性を保障していくことが、中学校卒業後の進路、未来につながっていくと思いますので、そのあたりのことも今回の基本理念、目指す子ども像のところにエッセンスとして含んでいくべきかなと思います。

委員： 基本的な考え方や理念等資料を見ると丁寧に書かれていると思います。言葉は時代によって変わってきますけれども、いくら書いても実際に実現するのは現場にいる我々一人ひとりの人間の力だと思っています。少し戻りますが、医療的ケアの必要な子の現実、医学の進歩に教育現場がついていけないという現状は、認め

ざるをえないと思います。だからといって、それを放棄するのではなく努力していくわけですが、例えばセンター的役割を果たす施設とか、以前の公立幼稚園のあり方検討会のところでも公立幼稚園の認定こども園化であるとかいうことは一定のまとめとしてすでに出ていることを、またこの場でもう一度なぞっているという少し歯がゆい気持ちも私自身持っています。

ちょうど幼稚園を3月に卒園した子どもたちの幼小連携の参観が今日あり、先生が卒園した子に会ってきました。その話を聞いて、「あれっ」と思ったのですが、沢山の小学校に当園からも進学しているのですが、ある学校は子どもを下の名前プラス「ちゃん」、「君」で呼ぶ、ある学校は名字に「さん」を付けて男女区別なく呼んでおられた。ある学校は男の子も下の名前プラス「ちゃん」で呼んでおられたなど、子どもが進学する学校で名前の呼ばれ方も違うんだと。私は小学校に行ったら皆、「さん」で呼ばれるのかと思っていました。そういうこと1つ取っても、実際15くらいの小学校に分かれるんですが、些細なことかもしれないですが、子どもが自分は学校でなんて呼ばれるか分からないということ、幼小連携ということのもっと入口かもしれませんが、違いがあるんだと。子どもたちに鉛筆の持ち方を親指と人差し指と中指ととおっしゃるんですが、子どもはお父さん指、お母さん指、お兄さん指と幼稚園で言われているので、いきなりそういう言葉を言われただけでは、意味が分からないという感覚を持つので、現場には現場の感覚がある。

ぜひとも施設類型に関わらず小学校も幼稚園も医療的ケアが必要なお子さんには医療的な知識も含め、皆が一緒に向き合って学びあって、こんなことがすれ違っていたんだと。人のレベルで交流しあうことが一番大事なことだと思いますし、そのことが言葉になって出てきたのがこれだというのが認識できるようになれば、すばらしいなと思います。

委員： 切れ目のないようにするための仕組みが今はなくても、連携の質を高めていくことで、かなり迫れるのではないかと思います。子どもの立場からすると、例えば小学校に行く時の通学班の縦の関係、それから学校に行って卒園児も育成学級に行ったりするとか、いろいろあると思います。それを所管される宇治市の教育、福祉のところ、子どものための教育福祉委員会というものも、かなり前から言われていたと聞いています。そのあたりがこの理念の中に、すべからく網目きめ細やかに連携を意識させるような、それを促進するような書き方をもし検討いただけたらありがたいと思います。

委員長： 今、両委員からありましたが、連携というのは施設類型に関係なく保幼の施設連携と幼保小、中学校も含まれるかもしれませんが、縦の連携も含まれますか。

委員： 縦のラインと、それから宇治市が所管される横のライン。例えば福祉でも地域福祉と施設福祉になると思います。ずっと課題であると思うんですが、ようやくアウ

トリーチ型の施設福祉が出てきて、地域福祉や施設の方と協働してやっとメッシュワークになってきたというイメージがあります。それを丁寧にリスト化して、こと、ここを上手くやっていけば良いよね、というようなきめ細やかなことを目指していけば良いなと思います。

委員長： 先ほど配っていただいた資料でもそうですし、療育施設も含めてきめ細やかな連携を理念で終わらせず実践していくことが大切だと思います。

委員： 今まで横につながっていたものを縦にもつないでいく、教育の切れ目をなくすということが大事。教育と福祉は元々別々でしたが、ヤングケアラーの問題もまだまだですが、だんだん進んでいる。保護者の方々が宇治市で子どもを育てる、市民になるというのは、将来の見通しがあって安心できる、そういう体制をどうとっていくか。人材育成、育ちの質の向上という課題も上手くつながっていくことで、質も向上していくと思います。

具現化していくにはまだまだ課題があると思いますが、そこを目指して実践するのが理念としては大事だと思います。乳幼児教育・保育の基本的な考え方の中で、全員が育つよう0歳からの学びと育ちをつなぐことも大事ですが、0歳より産前からつなぐ視点が大事。人として命が輝くことを保障し、輝きをつないでいくことが大事で結果明日につながる。今輝くことが未来につながるので、今輝くことを保障することがとても大切。明日を生きるということを変える必要はないけれど、今を大切にしてもらいたいと思います。

委員： 仕組みがしっかり整わなくても出来ることがあると、委員が言われていたのは、本当にそうだと思います。それぞれの施設で連携したら、更に宇治の子どもたちにきめ細やかな教育・保育が提供できる。それが小中学校へつながっていくという話でした。

公立保育所でも療育施設の先生に講師に来ていただき研修をしたり、園訪問で連携をとったり、また立地条件はありますが、小学校とも学校探検で寄せてもらったり色々な取り組みをしてきました。公立幼稚園と公立保育所も立地条件によりますが、子どもたちが歩いて行ける範囲にある施設は散歩などを通じて交流してきました。公立のあり方ということですと出ている話はとても大切なところだと思います。保護者や他機関との連携がとりやすいのは、一番の強みだと思いますので、重点的に公立のあり方として考えていくのが必要だと思います。

委員長： それぞれの園で様々な努力をされていますが、点と点になっているところを線や面にして交流するような連携ができると、質も保障されるということが理念から伝わるようなことが出来ればと思います。

委員： 連携という言葉がキーワードとして出ています。一人ひとりの子どもたちの可能性とか将来に向かう力とか、学びに向かう力を大事にしましょうという話だと思えます。連携の形が過去に比べるとすごく広がってきています。

連携という言葉をつながりという言葉に変えますと、つながりが生み出すものは、子どもたち自身や保護者とか、つながりが生み出すものは、安心感になると思えます。そういったことも理念として共有できれば、皆さん安心感は当たり前ものになってしまっているかもしれませんが、それを表に出していくことも大事だと思えます。

委員長： つながりあうことが安心感になっていくということで、ご意見をいただきました。

5 意見書の概要について

・事務局より、資料 に基づき説明

委員： 16ページの公立施設の役割と書いている2つ目のところですが、書きぶりのところで気になるところがあります。17ページの2のところと違い、研究実践を進めていくところは公立だけでやっていくような意味にとれてしまうんですけど、先ほどから言いたいのは、どうやってオープンな風土を作るか、研究の段階でも私立、民間と一緒にやっていって一緒に研究したものを全市的に広げるという書きぶりのほうが、より良いのではないかと思います。

委員長： 研究の段階から一緒に研究し、連携を図っていく。公立園だけで研究するのではなくということをしっかり表せたらと思います。

委員： 17ページの3の特別支援教育・障害児保育の充実で、「第3回検討委員会の検討結果を踏まえて定める」ということですので、話をさせていただきます。資料にありますように公立幼稚園では就園支援委員会で、就園前に保護者の悩みであったり、子どもたちの様子を見て、療育の先生方や保健推進課、小学校の特別支援に関わる先生方と共有して支援の方向性を決めています。集団の中でどのようにその子の居場所を作って、自己を発揮し、互いに認め合えるような関係性を支えていくことが大切だと思います。

そういう育ちをしっかり小学校に引き継いでいくことが、切れ目のない支援につながると言われています。そのため移行支援シートをきっかけに小学校の先生に対面で丁寧に引き継いでいくというのも、公立幼稚園の役割かなと思いますので、そういうことも載せてもらえたらうれしく思います。

委員： 公立就学前施設の役割というあたりで、市全体で連携、協働していくことが具体

的に書かれていると思いますが、小中一貫や幼小連携が広がっていく中で、子どもたちがどんな力をつけて、どんな育ちをみせていくかというあたりも、しっかり話し合いを持っていくべきかと思います。小学校で漢字を書くとか、計算するとか、成績に現れる要素だけでなく、非認知能力とか学びに向かう力とか人間性とか、そういったあたりを一緒に検討していくことも必要かと思います。

委員： せっかく検討委員会で検討した項目のまとめですが、意見書のどこにどう含まれるのか分かりにくいです。また、行政のまとめる文書はこういう1章、2章、3章という感じになると思いますが、2章、3章が先にきて、1章が後にくる方が分かりやすいのかなと思います。検討したことのまとめの内容が1章、2章できて、その根拠としている内容が3章にくる、そういうまとめ方をしてもらっても良いのかなと思います。

委員長： まとめをどのようにするか事務局としてどのように考えていますか。

事務局： まとめ部分をどういう内容で定めていくのかということは、現在まだ具体的に定めておりません。本日までの委員会でいただいたご意見を基に作成いただけらと考えています。

事務局： 補足させてもらいます。委員のご質問は資料4のところのまとめと意見書の骨子案のまとめがどのような関係性があるかというご質問でよろしいでしょうか。

委員： はい、その通りです。

事務局： 資料4は1回目、2回目のご意見を取りまとめた状態とご理解いただければ、それに3回目のご意見でありますとか、この間各園との意見交換をしているところもございますので、そういう要素も入れた形で意見書の方に吸収していく形かなと思います。先ほど委員からありましたように、第1章は後ろに持っていった方がいいんじゃないか、その方が意見書として分かりやすいのではないかというご意見がございますし、基本理念のところでもう少しこういう観点を入れたらいいんじゃないかというご意見もございましたので、それらも加味したうえで、3章で今回のご意見と委員会のとりまとめを上手く吸収していくような形にしていき、最終的には検討委員会から出てくるのが意見書という形かなと思っています。

アンケート結果は元々最後に付けるつもりでございましたが、第1章を最後の方にもっていくとするなら、そこにアンケート結果をつける形になるのかなと。それも含め次回までに事務局で検討を進め整理をしまいたいと思います。

委員長： 意見書のまとめについて、もう少しここをこうしてほしいとか、この話をしたの

で、これを入れてほしいなどありましたら、まとめを基に具体的取組ということで宇治市の子どものために次の一手を打つことが必要だと思います。最初から最後まで出ている、連携とつながりという言葉、公立だけでなく私立、民間関係なく連携して子どもの育ちを切れ目なく支えられるように、その次の一手というところをぜひ具体的に示していただけると、委員長としては思っています。意見書の書きぶりなどは検討するとして、概ね骨子としてはこの形でよろしいでしょうか。

- 異議なし -

委員長： 次回の会議では、意見書の骨子案をベースに委員の皆様からいただいたご意見を反映させた上で、意見書案を確定させるための検討の場とさせていただこうと考えておりますが、よろしいでしょうか。

- 異議なし -

6 その他連絡事項について

委員長： それでは、その他連絡事項について事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 次回の検討委員会の開催日時について、現在調整中ですので、後日決まり次第速やかにご連絡いたしますので、ご出席いただきますようお願いいたします。

7 閉会

委員長： 以上をもちまして、本日の議題はすべて終了とし、第3回目の委員会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。